

福岡県公報

平成20年2月27日
第2790号

目次

告示(第298号 - 第312号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
土地区画整理事業の事業計画の認可	(都市計画課)	1
公共測量の実施	(土木管理課)	2
土地の収用又は使用の手続の開始	(用地課)	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	5
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	5
公告			
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	6
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	7

告示

福岡県告示第298号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡岡垣町大字野間字雨堤226、240及び241
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
遠賀郡岡垣町大字高倉1059番地4
大村 秀彦
遠賀郡岡垣町大字高倉1059番地4
大村 真由美

福岡県告示第299号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第3項の規定に基づき、土地区画整理事業の事業計画を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 組合の名称
大野城市乙金第二土地区画整理組合
- 事業施行期間
この公告の日から平成27年3月31日まで
- 施行地区
大野城市大字乙金の一部並びに乙金2丁目、乙金3丁目、乙金東1丁目、乙金台3丁目、大城2丁目及び大城3丁目の各一部
- 事務所の所在地

大野城市乙金2丁目5番28号

5 設立認可の年月日

平成19年2月20日

6 事業計画認可の年月日

平成20年2月18日

福岡県告示第300号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区大字安屋地区	平成20年2月15日から 平成20年3月31日まで

福岡県告示第301号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のように収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

県道八女香春線改築工事（福岡県八女市上陽町久木原字栗林地内から同県同市同町久木原字半沢地内まで）及びこれに伴う附帯工事

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県八女市上陽町久木原字栗林、字銅山、字葛平、字葛原及び字半沢地内

(2) 使用の部分

福岡県八女市上陽町久木原字栗林、字葛原及び字半沢地内

4 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所

福岡県八女市役所上陽支所

5 収用又は使用の手続が保留されている起業地

福岡県八女市上陽町久木原字葛平、字葛原及び字半沢地内

6 手続を開始する土地

(1) 収用の手続を開始する土地

福岡県八女市上陽町久木原字葛平、字葛原及び字半沢地内

(2) 使用の手続を開始する土地

福岡県八女市上陽町久木原字葛原及び字半沢地内

福岡県告示第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第701号久留米都市計画道路事業3・3・6号東合川野伏間線、3・3・2号千歳橋湯納楚線及び3・4・15号本町高良内町線〔久留米市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成9年10月29日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成18年3月福岡県告示第701号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成18年3月福岡県告示第701号の事業地に同じ

福岡県告示第303号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）ゴルフ5太宰府インター店
- (2) 所在地 福岡県大野城市御笠川3丁目6-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第304号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパードラッグコスモス前原北店
- (2) 所在地 福岡県前原市前原北四丁目1636番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第305号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 福岡東サティ
 - (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字御手洗字高原6 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第306号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年4月11日福岡県告示第637号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第307号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年10月15日農林水産省告示第1219号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

大牟田	県 道	藤 上	田 宮 線	前	大牟田市一部町83番1先から 同市黄金町一丁目322番1 先まで	9.7 ~ 29.0	553.0
				後	同上	9.7 ~ 33.0	

福岡県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
大牟田	藤 上 田 宮 線	大牟田市馬場町7番1先から 同市黄金町一丁目328番2先まで

福岡県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県 道	新 延 植 木 線		前	鞍手郡鞍手町大字中山2397番7先から 同郡同町大字中山2233番1先まで	4.8 ~ 9.7	172.0
			前	同上	5.5 ~ 41.2	313.0
			後	鞍手郡鞍手町大字中山2397番7先から 直方市大字植木2210番15先まで	4.4 ~ 12.0	972.0
			後	同上	5.5 ~ 51.5	936.0

福岡県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳 川	大 牟 田 川 副 線	柳川市大和町皿垣開59番先から 同市皿垣開55番1先まで

福岡県告示第312号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、

同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 起業者の名称
筑前町
- 2 事業の種類
史跡焼ノ峠古墳保存修理事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県朝倉郡筑前町四三嶋字城山内地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である筑前町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成19年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業は、平成15年度から実施している焼ノ峠古墳の墳丘の復元的整備事業の一環であり、筑前町が筑前町四三嶋字城山内地内において、来訪者用の駐車場を整備するとともに、駐車場から墳丘への階段を設置するものである。焼ノ峠古墳はわが国における古墳時代前期の代表的な古墳であり、昭和50年に国の史跡として指定を受けている。現在は駐車場がないため、来訪者が狭い農道に駐車し、農作業従事者等の通行に支障が生じている。また、墳丘に登る階段が急傾斜であるうえ、手摺等の安全設備がない等、改修が必要な状況である。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、来訪者の利便性が向上するとともに、周辺住民の生活環境の改善が図られるほか、住民の生涯学習の場としての活用や住民への郷土の歴史に対する知識の普及啓発に資するなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性、安全性、工事施工の難易度、造成工事の必要性、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性、安全性が高く、工事の施工性に優れ、最小限の造成工事で済み、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、住民の利便性の向上、近隣の交通安全の確保を図ることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、筑前町から申請のあった史跡焼ノ峠古墳保存修理事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所
筑前町役場（教育課）

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

新宮都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成20年3月24日 午後7時から9時まで

(2) 場所

そびあしんぐう 2階研修室1・2（糟屋郡新宮町大字上府1121-1番地）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 新宮都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区分	年次	
	平成12年	平成22年
都市計画区域内人口	22.0千人	27.6千人
市街地内人口	20.9千人	25.1千人

イ 市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

平成20年2月27日から同年3月12日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び新宮町都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年3月12日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

デジタル併用解析図化機賃貸借契約

自動昇降機賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年3月10日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められるもの。

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092 - 641 - 4141 内線6676

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成20年2月27日(水)から平成20年3月10日(月)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成20年3月10日(月)午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成20年3月11日(火)午前10時00分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。その場合におい

て、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同値の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）